(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 水面利用、その他の水利用の状況

事業予定地周辺の主な河川の状況は前出の図2-2-1.4に示したとおりであり、事業予定地は長谷川流域に位置している。長谷川の一部は一級河川で、その管理主体は京都府となっており、長谷川が流入する木津川も一級河川で、その管理主体は国土交通省となっている。

事業予定地周辺の土砂採取事業所内には土砂掘削後の跡地に雨水を貯留して事業所内で再利用している場所があり、一時的なため池が点在している。

長谷川周辺に位置する井戸の地下水利用状況を表2-2-2.12に示す。

これによると、長谷川下流周辺には200本以上の井戸が存在しており、主な利用目的としては工業用(土砂採取事業所等)、農業用(野菜、花卉等)、家庭用(飲用、生活等)等となっている。また、城陽市第1浄水場取水井も位置しており、城陽市の上水道源として利用されている。(位置は前出の図2-2-1.4参照)

表2-2-2.12 事業予定地下流域の地下水利用状況

字名	井戸本数(本)									
	家庭用	工業用	商業用	農業用	その他	水道事業	計			
富野	14	21	6	33	8	2	84			
長池	9	6	2	6	2	1	26			
観音堂	14	4	2	19	2	1	42			
市辺	8	5	1	2	0	0	16			
奈島	5	15	4	1	1	0	26			
中	2	13	0	4	6	0	25			
合 計	52	64	15	65	19	4	219			

注:「地下水採取の適正化に関する条例」(平成9年、城陽市)に基づく許可件数

資料:城陽市(平成14年)

2) 漁業権の設定状況

事業予定地を含む木津川流域には内水面漁業権(京内共第7号)が設定されており、その概要を表2-2-2.13に示す。

これによると、木津川の支流である長谷川及び青谷川は漁場の区域に含まれており、 対象魚種はあゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類となっている。

表2-2-2.13 木津川流域での内水面漁業権概要

漁業権番号	京内共第7号								
漁業権者の	木津川漁業協同組合								
名称及び住所	京都府相楽郡山城町大字上狛小字東下16ノ18								
漁場の区域	八幡市上津屋橋から上流の木津川本支流								
漁業の種類	第5種共同漁業								
漁業権魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類								
免許期間	平成6年1月1日から平成15年12月31日まで								
遊魚の制限	(1) 採捕の禁止期間 (「京都府内水面漁業調整規則」第25条) (2) 体長の制限 (「京都府内水面漁業調整規則」第26条)								
又は	(3) 禁止漁具・漁法(「水産資源保護法」及び「京都府内水面漁業調整規則」第27条)								
禁止事項	(4)採捕の禁止区域(「京都府内水面漁業調整規則」第29条)								
	(5) 外来魚の移植制限(「京都府内水面漁業調整規則」第29条の2)								
	等の定めに従う。								

資料:「内水面漁業総合振興計画書」(昭和54年、京都府) 「遊漁のてびき-河川・湖沼-」(平成12年、京都府)

(5) 交通の状況

1) 道路

宇治市、城陽市、宇治田原町の道路網は、2本の一般国道(国道24号、国道307号)の 他、主要地方道、一般府道等により形成されている。

このうち、事業予定地周辺の道路網を図2-2-2.3に示す。

国道24号は宇治市と城陽市を南北に結び、国道307号は宇治田原町を東西に横断して城陽市南側を通過し国道24号と連絡している。また、主要地方道としては、大津南郷宇治線、宇治・木屋線、上狛・城陽線、一般府道としては、山城総合運動公園・城陽線、その他に市道32号線(宇治市)、町道2-2号線(宇治田原町)等がある。

事業予定地周辺の自動車交通量調査結果(平成11年10月実施)を表2-2-2.14に示す。これによると、平日12時間自動車交通量は、事業予定地南を通る国道307号(城陽市市ノ辺上芦原)で11,914台/12h、同307号(宇治田原町字立川小字宮ノ本)で10,653台/12hといずれも1万台を超えており、主要地方道大津南郷宇治線(宇治市宇治塔ノ川)で6,022台/12hとなっている。

表2-2-2.13 木津川流域での内水面漁業権概要

漁業権番号	京内共第7号								
漁業権者の	木津川漁業協同組合								
名称及び住所	京都府相楽郡山城町大字上狛小字東下16ノ18								
漁場の区域	八幡市上津屋橋から上流の木津川本支流								
漁業の種類	第5種共同漁業								
漁業権魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類								
免許期間	平成6年1月1日から平成15年12月31日まで								
遊魚の制限	(1) 採捕の禁止期間 (「京都府内水面漁業調整規則」第25条) (2) 体長の制限 (「京都府内水面漁業調整規則」第26条)								
又は	(3) 禁止漁具・漁法(「水産資源保護法」及び「京都府内水面漁業調整規則」第27条)								
禁止事項	(4)採捕の禁止区域(「京都府内水面漁業調整規則」第29条)								
	(5) 外来魚の移植制限(「京都府内水面漁業調整規則」第29条の2)								
	等の定めに従う。								

資料:「内水面漁業総合振興計画書」(昭和54年、京都府) 「遊漁のてびき-河川・湖沼-」(平成12年、京都府)

(5) 交通の状況

1) 道路

宇治市、城陽市、宇治田原町の道路網は、2本の一般国道(国道24号、国道307号)の 他、主要地方道、一般府道等により形成されている。

このうち、事業予定地周辺の道路網を図2-2-2.3に示す。

国道24号は宇治市と城陽市を南北に結び、国道307号は宇治田原町を東西に横断して城陽市南側を通過し国道24号と連絡している。また、主要地方道としては、大津南郷宇治線、宇治・木屋線、上狛・城陽線、一般府道としては、山城総合運動公園・城陽線、その他に市道32号線(宇治市)、町道2-2号線(宇治田原町)等がある。

事業予定地周辺の自動車交通量調査結果(平成11年10月実施)を表2-2-2.14に示す。これによると、平日12時間自動車交通量は、事業予定地南を通る国道307号(城陽市市ノ辺上芦原)で11,914台/12h、同307号(宇治田原町字立川小字宮ノ本)で10,653台/12hといずれも1万台を超えており、主要地方道大津南郷宇治線(宇治市宇治塔ノ川)で6,022台/12hとなっている。

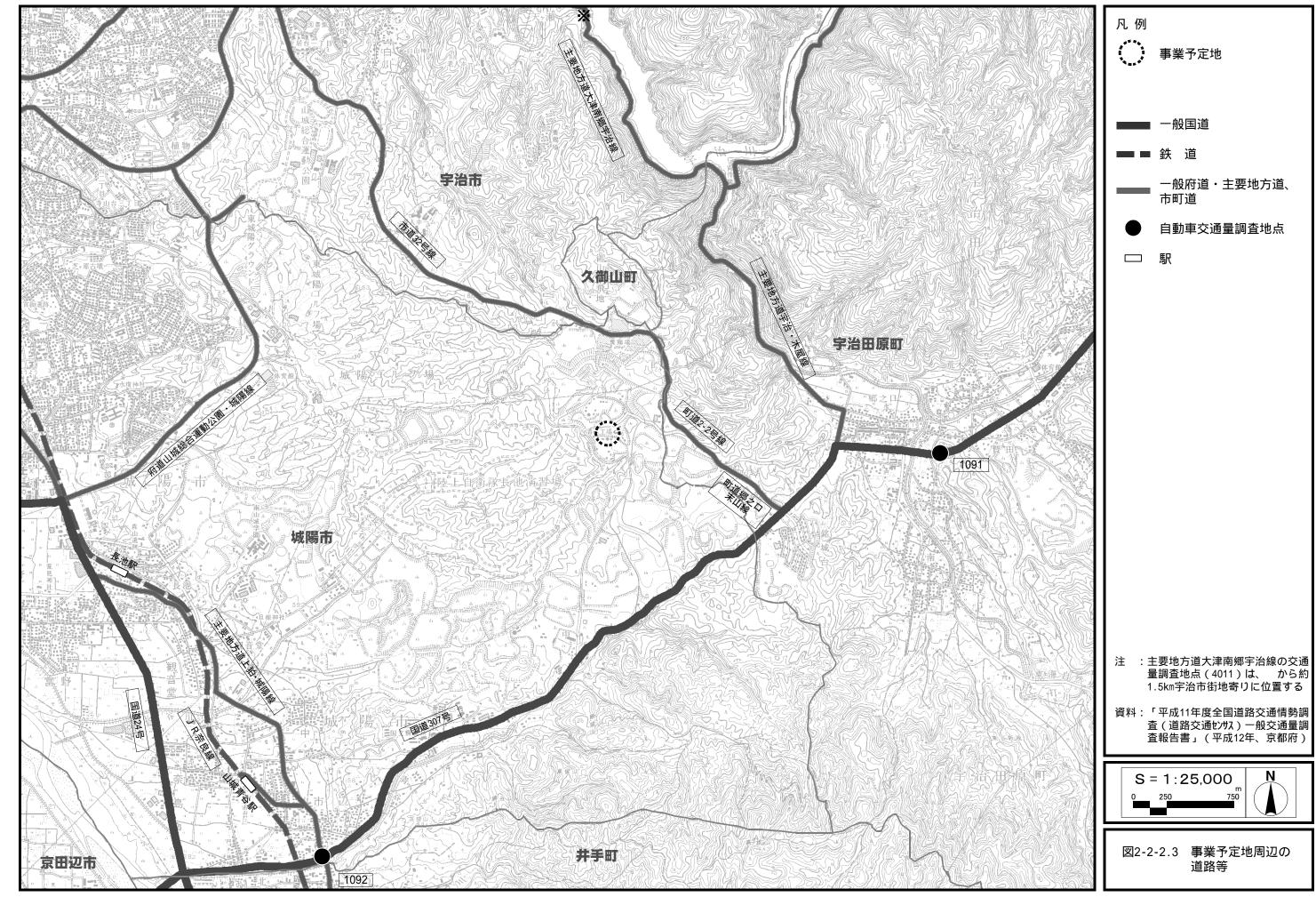


表2-2-2.14 事業予定地周辺の自動車交通量調査結果

		調査 単位 区間 番号	平日 又は 休日	調査時間	自動車交通量(台)							
					乗用車類			貨物車類				12 時間
路線名	観測地点名				乗用車	バス	 	小型 貨物車	普通 貨物車	計	合 計	交通量 伸び率 (H11/H9)
国道 307 号	綴喜郡宇治田原町 字立川小字宮ノ本	1091	平日	12h	6,237	171	6,408	1,925	2,320	4,245	10,653	0.96
			休日	12h	6,754	109	6,863	915	448	1,363	8,226	0.85
国道 307 号	城陽市 市ノ辺上芦原29-30	1092	平日	12h	6,413	165	6,578	2,302	3,034	5,336	11,914	0.92
国坦 307 亏			休日	12h	8,618	142	8,760	1,199	462	1,661	10,421	0.90
	宇治市 宇治塔ノ川 27-7	4011	平日	12h	4,136	122	4,258	1,111	653	1,764	6,022	0.91
				24h	5,764	157	5,921	1,301	758	2,059	7,980	-
			休日	12h	4,646	106	4,752	625	110	735	5,487	0.93
				24h	5,909	126	6,035	726	128	854	6,889	-

注:調査日時 平日/平成11年10月7日(木)、休日/平成11年10月3日(日)

調査時間帯 12時間 / 午前7時~午後7時

24時間・平日/午前7時~翌日午前7時 24時間・休日/午前3時~翌日午前3時

資料:「平成11年度全国道路交通情報調査(道路交通センサス)一般交通量調査報告書」(平成12年、京都府)

また、宇治市、城陽市、宇治田原町の自動車保有台数を表2-2-2.15に示す。

これによると、平成12年3月31日現在、自動車保有台数は宇治市86,681台、城陽市40,233台、宇治田原町7,068台で、乗用車、軽自動車の割合が高くなっている。

表2-2-2.15 宇治市、城陽市、宇治田原町の自動車保有台数

市町	保 総 数 (台)	登 総 数 (台)	貨物用(台)			乗合用(台)		乗 用(台)		特殊	小 型	軽
ושנו			普通車	小型車	被けん 引車	普通車	小型車	普通車	小型車	用途用(台)	二輪車(台)	自動車(台)
宇治市	86,681	65,418	2,033	4,811	12	119	135	21,188	35,618	1,502	1,857	19,406
城陽市	40,233	28,911	843	1,577	8	10	42	9,265	16,473	693	806	10,516
宇治田原町	7,068	4,357	326	436	4	0	17	1,283	2,150	141	104	2,607

注1:保有総数には軽二輪を含まない。登録総数には小型二輪車、軽自動車を含まない

注2:数値は平成12年3月31日現在

資料:「平成12年京都府統計書」(平成14年、京都府)

2) 鉄道

事業予定地周辺における鉄道は、JR奈良線、近鉄京都線及び京阪宇治線がある。鉄道駅は、宇治市内にJR奈良線 6駅、近鉄京都線 3駅、京阪宇治線 5駅、城陽市内にJR奈良線 3駅、近鉄京都線 3駅があり、このうち、事業予定地周辺の最寄りの駅は、南西約 4kmにJR奈良線長池駅及び山城青谷駅(城陽市)がある。

3) 交通の将来計画

事業予定地周辺における交通の将来計画としては、高速自動車道の機能強化による地域社会・経済・文化の発展への貢献を目的として第二名神自動車道とそのアクセス道路が平成3年に都市計画決定されている。この計画では、事業予定地の南東約0.5kmに(仮) 宇治田原I.C.が予定されている。